

# 関生弾圧粉碎とJR決戦を闘い抜き 11・3労働者集会の大結集の実現を

## 違法な千葉県労働委員会の却下決定弾劾！

### 千葉県労委審理拒否事件第4回裁判

### 8・30千葉地裁に結集を (14時)



11・3労働者集会などに向けて国鉄闘争全国運動の呼びかけ人会議を行いました。呼びかけ人の発言の一部を紹介します(文責は事務局にあります)。

### 県労委・中労委の2正面の闘い

国鉄闘争全国運動呼びかけ人 葉山岳夫

安倍政権が国鉄分割・民営化を上回るかたちで本格的な反動攻撃をかけて来ています。1047名解雇をめぐる問題もその一環だと思います。

関西生コン支部弾圧、あるいは5月10日の出向裁判の反動判決、千葉県労働委員会の却下決定をバラバラに捉えるのではなく、むしろ安倍政権と資本家階級による一体の攻撃であると思えるべきだと思います。

1047名解雇の不当労働行為を認定する判決が最高裁で

1047名解雇撤回・千葉県労働委員会審理拒否事件の第3回裁判が6月21日、千葉地裁で行われた。千葉県労働委員会が5月14日付で却下を強行したことを弾劾した。審理拒否裁判の判決が出るまで労働委員会が命令を出さないよう求める「仮の義務づけ訴訟」(民事訴訟における仮処分が提起されている。審理拒否をめぐって争っている間に、審理拒否した本人である村上公益委員の下で結論が出てしまつては本末転倒になるにも

## 千葉県労働委員会 適正手続4原則に違反

### 千葉県労委審理拒否事件第3回裁判

### 却下決定は違法 決定撤回し事実調べ行え

かわらず、千葉県労働委員会は「仮の義務づけ訴訟」の結論が出る前に却下決定を強行する暴挙に出たのだ。

「なぜ仮の義務づけの審理を無視して決定を出したのか」「裁判所をも愚弄する行為」「急がなければならぬ特段の理由があったのか釈明を求めると弁護団が激しく追及。しかし千葉県労働委員会は「特段の事情はない」「決定を止める法的理由はない」と回答した。

「信義誠実の原則に違反している」「違法な決定を出している。理由を説明しろ」「裁判の期日が入っていないがなぜ決定を出したのか」。さらに続く追及に、千葉県労働委員会は「違法行為はないと認識している」と答えることしかできなかった。

千葉県労働委員会は決定を出したことをもって裁判を打ち切るよう求める書面を出していた。しかし、決定を出した事実が述べられているが、どうも法的主張なのはまったく書かれていない。裁判長からも「どういった法的主張なのか」と問いただされたが、千葉県労働委員会は「法的主張ではない」「事実を述べただけ」と回答するのみ。

裁判で弁護士が「法的でない主張をするなど考えられない。一体何をしに来ているのか?」裁判長もどうも法的主張かを何度か聞き直したが、千葉県労働委員会はいくまでか

日本は「関知しない」と団交を拒否する中で不当労働行為の救済を千葉県労働委員会に申し立てた。県労委は初めから「過去のことで解決済み」「最高裁の判例に反する決定は出せない」「一点張りして調査を行わず、審議を打ち切ったことに対して忌避を申し立てた。

県労委は昨年10月にこの忌避の却下決定を出した。これに対して千葉地裁に対して却下決定の取り消しを求める行政訴訟を提起した。そして同時にこの審理が終了するまで県労委は審議を中断せよという仮の義務づけ訴訟を提起した。

県労委は審理は一回ぐらいで決着がつくと高を括っていたがそうはいかない。これは労働委員会の根幹に関わる問題である。

「適正手続4原則」というものがある。第一に、聴聞・弁明の機会を奪ってはならない。第二に、決定について理由を提示しなければならない。さらにその文書の閲覧を認め、決定の基準についても明確でなければならぬ。

弁明・聴聞については、証人調べを打ち切っており、根本的な原則違反がある。千葉地裁としては本格的に審理せざるを得ない。裁判長が「却下決定に対して争う規定が労働委員会規則にないことをどう考えるのか」と否定的な結論に達しようとしたわけですが、「規定がないから裁判所で審理を受ける権利が奪われるものではない。適正手続4原則の中の最高の弁明・聴聞の機会をぶつ飛ばした県労委の問題について裁判所で審理ができないはずはない」ことを意見として提出した。

その矢先、県労委が5月14日に却下決定を出した。それが6月21日の法廷に持ち込まれた。「義務づけ訴訟が審理中であり6月21日に裁判があるにも関わらず、なぜ5月14日の時点で強引に決定をしたのか。特段の事由があったのか。それを明確にせよ」と言ったら、県労委は「特段の事由はない」「事実を述べたまで」という野蛮な受け答えを行った。

特段の事由もなく裁判所を愚弄したことになる。米国では法廷侮辱罪になる。日本ではそういうものはないが審理手続き中にあって決定したことについて理由を示すことができない。

中労委に対しては再審査の申し立ての一環として、現在の裁判闘争の状況に鑑みて裁判が確定するまで中労委の審理は中断されたいという申し立てを出した。中労委からは期日を決めたなどの話もありましたが「それは待ってくれ」と。

千葉地裁の審理がどう展開(裏面に続く)

千葉県労働委員会の却下決定強行は、意図的に裁判を継続する条件をなくし、裁判を受ける権利まで奪おうという暴挙だ。国鉄1047名解雇撤回・団交開催まで断固として闘おう。労働委員会は自らの役割を果たせ！ 却下決定を撤回し事実調べを行え！ 千葉労働委員会審理拒否裁判、中労委闘争を闘いぬこう。

